

地方公共団体相互間の連携・協力  
(専門人材の確保・育成) 及び  
公共私との連携について

令和6年8月23日  
自治行政局市町村課

# 第33次地方制度調査会答申(概要)

## 基本認識

○ **新型コロナの感染症危機がもたらした社会の急激な変化は、我が国がこれまで十分対応できていなかった課題を顕在化。**

新型コロナ対応において感染状況把握などでデジタル技術の活用が進み、その可能性が広く認識。生成AIの登場など社会のDXは一層加速し、行政サービスの変革の期待。

人口減少・高齢化で各地・各分野で人材不足が生じ、地方の専門人材の確保が困難に。出生数は減少が継続。新型コロナの影響もあり、市町村の連携・協力の取組は道半ば。

災害、感染症への備えが進められてきたにもかかわらず、新型コロナの感染症危機に際して、想定されていなかった事態が相次ぎ、国と地方の役割分担等の様々な課題が指摘。

今後の地方行政のあり方に関し以下の課題への対応が必要

## 1. DXの進展を踏まえた対応

- **デジタル技術を積極的に活用した業務改革を進め、人口減少により経営資源が制約される中で、職員等のリソースをより創意工夫を要する業務にシフト。**
- 国・地方におけるデジタル化の共通基盤等の整備や、情報セキュリティの確保、デジタル人材の確保・育成等を促進。

## 2. 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

- 地方公共団体の**経営資源が制約**される中で、持続可能な形で行政サービスを提供し住民の暮らしを支えていくため、地方公共団体が、地域や組織の枠を越えて資源を融通し合い、**他の地方公共団体や地域の多様な主体と連携・協働していく取組を深化。**

## 3. 大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応

- 新型コロナ対応に際しての国と地方の役割分担等の課題を踏まえ、**現行の地方自治法の国と地方の関係等の一般ルールを尊重しつつ、大規模な災害・感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす様々な事態に対して国と地方を通じた的確な対応が可能となるよう、地方自治法に国と地方の関係等の特例を設ける必要。**

# 第33次地方制度調査会答申(概要)

## 1. DXの進展を踏まえた対応

### (1) DXによる地方公共団体の業務改革

#### ① フロントヤードのデジタル化

- ・ オンライン手続へのシフト、マイナンバーカードを用いた公共サービスの改革、申請書の標準化等を推進。

#### ② バックヤードのデジタル化

- ・ 国の支援の下、標準準拠システムへの円滑・安全な移行が必要。

#### ③ フロントヤード・バックヤードのデジタル化の一体的取組

- ・ 地方税以外の公金収納についてeLTAXを幅広く活用可能に。

#### ④ デジタル技術を活用した意思形成と住民の参画

- ・ より効果的に、意思形成に向けてデータを活用。生成AIなど最先端技術の適切な活用を含め、優良事例を横展開。

### (3) 地方公共団体における情報セキュリティとデジタル人材

#### ① 地方公共団体における情報セキュリティの確保

- ・ 国が示す情報セキュリティ対策に係る指針を基に、地方に対し、情報セキュリティ対策の方針の策定義務及びその方針に基づく措置の実施義務を課し、対策の実効性を担保することを検討。

### (2) 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能等

- ・ 共通的なインフラやアプリケーションは、広域又は全国で共通化して整備。全国的な共通基盤・共通機能の整備については、地方の創意工夫を活かしつつ、国が制度面、財政面を含め役割を果たす。

…国と地方の役割分担の原則からも、国が役割を果たすべき、全国的な規模・視点の施策・事業、全国的に統一して定めることが望ましい活動に該当

- ・ 国・地方間の情報共有を効率化すべき個別分野において、国・地方がそれぞれの情報をクラウド上に保存し、必要な範囲で互いの情報を活用する仕組みを、各主体による情報の適切な管理を前提に、積極的に推進。

#### ② デジタル人材の確保・育成

- ・ 国がデジタル人材の育成・確保に係る指針を策定し、職員の育成、外部人材の確保、都道府県・指定都市等による市町村支援等を促進。

## 2. 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

### (1) 地方公共団体相互間の連携・協力

- ・ 市町村の自主的な連携による公共施設の集約化や専門人材の確保等の取組が重要。その上でニーズに応じた都道府県等による調整・支援を促進

- ・ 「地域の未来予測」<sup>※</sup>を踏まえた、目指す未来像の議論を積極的に支援。

※ 行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し

### (2) 公共私連携

- ・ 地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体の位置付けについて、法律上、市町村の判断で明確化することを可能に

- ・ 地域コミュニティ活動の持続可能性向上のため、デジタル技術の活用、行政協力業務の棚卸しが必要。

# 第33次地方制度調査会答申(抜粋)

## 第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携

### 1 地方公共団体相互間の連携・協力

#### (3) 専門人材の確保・育成

少子高齢化・人口減少の局面に入ってから、これまでは、それぞれの地方公共団体が自ら専門人材の確保・育成に取り組んできた。市町村間での連携や都道府県による補完・支援によって専門人材を確保・育成する取組事例は多くは見られない。この結果として、とりわけ規模の小さな市町村を中心として、専門人材の配置が困難な状況が生じている。

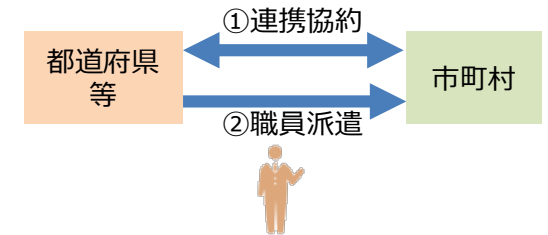
生産年齢人口が急速に減少して、人材獲得競争は厳しさを増しており、今後、さらに多くの市町村において、専門人材の確保・育成が課題として顕在化することが見込まれる。このような状況を踏まえると、市町村がそれぞれ単独で専門人材を確保・育成する取組には限界があると考えられる。地方公共団体においては、必要な専門人材を自ら確保・育成する努力に加えて、他の地方公共団体と連携して確保・育成に取り組む視点も一層重要になる。こうした観点からは、都道府県や規模の大きな都市には、専門人材の確保・育成について課題に直面している市町村と認識を共有し、連携して確保・育成に取り組んでいくことがこれまで以上に期待される。

# 連携協約に基づく地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

## 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村（政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。）と連携協約（※1）を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材（※2）を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費（※3）について、新たに特別交付税措置（措置率0.5）を講ずる。（財政力補正なし）



- ※1：地方自治法252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性などを規定することが必要。
- ※2：保健師や保育士、税務（地方税の徴収等）や用地（道路建設に伴う買収等）など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。なお、技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を講じている。
- ※3：任期の定めのない常勤職員（①主に市町村支援に従事する職員、かつ、②対象人材（連携協約に規定された専門人材）の業務に従事する職員として採用されている者（又は準じた人事上の取扱いを受ける者））・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

## 【対象経費等】

### （1）連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費

- ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置  
派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5  
上限額：100万円/団体

### （2）連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

- ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置  
人件費 × 0.5  
上限額：600万円程度/人  
※市町村からの負担金がある場合は控除  
※自治法派遣の場合は対象外
- ・ 専門人材を受け入れる市町村への措置  
負担金 × 0.5  
※自治法派遣の場合に対象  
※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象

# <参考>連携協約の制度概要

## ① 根拠法令

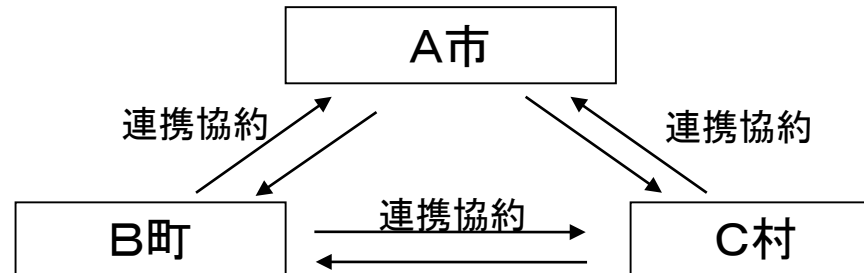
地方自治法第252条の2

## ② 制度の概要

連携協約は、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。

連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにしなければならない。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。

連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができる。



## ③ 制度活用実績

(令和5年7月1日現在)

締結件数: 467件

連携中枢都市圏の形成、条件不利地域における都道府県と市町村との連携、三大都市圏での水平的連携 など



## <参考>連携協約のイメージ

### 専門人材の確保及び派遣に関する連携協約の締結について

A県及びB町は、地方自治法第252条の2の第1項の規定により、B町において不足する専門人材の確保及び当該専門人材の派遣に関する連携協約を締結する。

#### (基本方針)

第一条 次の各号に掲げる事務において連携を図るものとする。

- 一 B町において不足する専門人材の採用に関する事務
- 二 B町において不足する専門人材の派遣に関する事務

#### (不足する専門人材)

第二条 B町において、〇〇(課題)を処理するために必要な専門人材が著しく不足していることから、××の専門性を有する職員を必要とする。

#### (役割)

第三条 A県は、前条に規定する職員〇名を、B町に派遣するものとする。

2 B町は、A県から派遣される職員〇名を受け入れ、〇〇の事務に従事させるものとする。

#### (派遣期間)

第四条 派遣期間は〇年〇月から〇年〇月までとする。

#### (費用負担)

第五条 第二条に規定する職員の採用に要する経費は、A県の負担とする。

2 第二条に規定する職員の人件費等は、A県の負担とする。

## 第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

### 2 公共私連携 (1) 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化することが想定される。また、人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。

こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が見られる。地域の多様な主体による連携・協働の枠組みは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものである。地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み(プラットフォーム)を市町村が構築し、その活動を下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後、重要性を増していくと考えられる。(中略)

実際、市町村においては、一定の要件を満たした団体を条例に位置付け、意見具申等を通じて団体の意見を市町村の政策決定に反映させることや、市町村から団体に対して必要な支援を行うことなどを明確化する取組が見られる。

このような実情を踏まえ、市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするため、様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意して、活動環境を整備していくことが考えられる。この場合に、民主的で透明性のある運営や構成員の開放性を担保する必要性があり、そうした前提を満たした上で、このような主体に求められる具体的な要件及び役割の設定や、市町村による支援の具体的な方法については、市町村の自主性・主体性が尊重され、地域の実情に応じた取組ができるようになる必要がある。



- 地制調答申において、人口減少等により経営資源が制約される中で住民の暮らしを支えていくため、**市町村と地域の多様な主体の連携・協働が重要**であることから、**地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体の位置付け**について、法律上、市町村の判断で明確化することを可能にすべきとの提言があったことを踏まえ、以下の改正を行う。

## 1. 主体の指定

【施行期日】令和6年9月26日

### 地域的な共同活動を行う様々な主体

#### 【主体のイメージ】

- ・ 地域運営組織
- ・ 複数の団体（自治会・町内会、PTA、婦人会、社会福祉協議会、NPO法人等）が連携して地域的な共同活動を行っている場合 等

#### ○ 地域的な共同活動のイメージ

- ・ 地域の美化・清掃
- ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
- ・ 高齢者、子どもの見守り 等

市町村長が指定することができる

### 指定地域共同活動団体

#### 【指定対象】

- ・ **区域の住民** 又は **区域の住民を主たる構成員とする団体** を主たる構成員とする団体

#### 【指定の要件】

- ・ 地域において**住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動**を行う
- ・ 地域の**多様な主体との連携**等により**効率的・効果的**に活動を行う
- ・ **民主的で透明性の高い運営**その他適正な運営の確保 等

⇒ 具体的には市町村の判断により**条例で定める**

## 2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の**支援**を受けることができる
- ・ 他団体との連携により**効率的・効果的**に活動を行うため、市町村に**調整を求める**ことができる
- ・ 市町村から**行政財産の貸付け**、関連事務の**随意契約による委託**を受けることができる

### 【行政財産の貸付けのイメージ】

- **市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催**

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その場で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



### 【随意契約による委託のイメージ】

- **公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施**

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



# 地方自治法の一部を改正する法律①(指定地域共同活動団体制度部分抜粋)

第二百六十条の四十九 市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならない。

2 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。

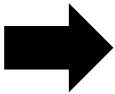
一 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下この条において「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

二 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の**総務省令で定める事項（※1）**を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。

※1) 省令改正；


 本年9月26日の改正法の施行に向けて、市町村が指定地域共同活動団体として指定できる要件の一つとして、当該団体が定款等に定めている必要がある事項の内容について規定する「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」（案）のパブリックコメントを実施中（8月6日～9月4日）。

# 地方自治法の一部を改正する法律②(指定地域共同活動団体制度部分抜粋)

第二百六十条の四十九 (続き)

- 3 市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。
- 4 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するものとする。
- 5 指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。
- 6 市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、**政令の定めるところにより(※2)、当該市町村の規則で定める手続により、随意契約によることができる。**

※2) 政令改正；

 本年9月26日の改正法の施行に向けて、指定地域公共団体に対する随意契約の特例について、所要の政令改正を予定。

# 地方自治法の一部を改正する法律③(指定地域共同活動団体制度部分抜粋)

## 第二百六十条の四十九 (続き)

- 7 市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まって、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。
- 8 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- 9 第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。
- 10 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動団体に対し、当該特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
- 11 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 12 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。